

調査資料の事前分析による効率的な償却資産 実地調査

横浜市財政局主税部固定資産税課
償却資産担当専任職 下田 俊介 氏
事務職員 宮田 拓弥 氏

調査資料の事前分析による 効率的な償却資産実地調査

横浜市財政局主税部固定資産税課
償却資産担当専任職 下田 俊介
事務職員 宮田 拓弥

横浜市の概要



横浜市の償却資産課税とその環境

(平成29年度、単位：人)

区分	総数	免税点未満のもの	免税点以上のもの
個人・法人			
個人	28,533	22,405	6,128
法人	57,376	29,664	27,712
合計	85,909	52,069	33,840

【企画部門】

財政局固定資産税課 係長(兼務)1人 専任職1人 担当職員2人

【課税(実働)部門】

財政局償却資産課 課長1人 係長2人 担当職員41人

3

調査を控えてしまう理由は・・・？

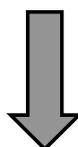
- 専門的な知識を持った税理士や企業の経理担当者に対する不安
- 帳簿のどこを見たらいいのかわからない不安
- 家屋と償却資産の区分が適正かどうか不安
- 相手に質問される不安

 誰にでもある不安！

4

そこで横浜市は…

- 企業の帳簿等を慎重に調べて適正な課税を行いたい。
…でも長い時間はかけたくない。
- 家屋と償却資産の区分けを確実に行いたい。
…でも、現場を見ていきなり判断するのはキツイ。



だったら

前もって調査資料を入手して、事前準備をしっかりとすればいいのでは？

5

そこで横浜市は…

- 資本金1億円以上の大企業に係る償却資産
【大企業調査】
- 延床面積1,000㎡以上の新增築事業用家屋に係る償却資産【大規模家屋調査】



これら2つに関しては、調査資料を事前に入手して、どこを重点的に調査する必要があるかなど、内容を精査する。

6

★大企業調査の流れ

- I 調査する企業の選定
- II 選定した企業への調査依頼
- III 事前に提出された資料等の精査
- IV 現地調査等
- V 調査結果報告

7

I 調査する企業の選定

- 資本金1億円以上
- 資産件数1,000件以上
- 取得価額の合計が30億円以上
- 評価額の合計が10億円以上
- 多数の区に資産がある
- 全体の評価額に対して一種の評価額の割合が10%
等低いもの（自己所有に限る）

8

Ⅱ 選定した企業への調査依頼

- 1 根拠法令（地方税法第353条及び第408条）
- 2 調査予定日
- 3 調査場所
- 4 事前提出書類内容
 - (1) 法人税確定申告書（控）
 - (2) 決算書等の添付資料（別表・B/S・P/L等）
 - (3) 固定資産台帳（管理システムのコード表等含む）

9

Ⅲ 事前に提出された資料等の精査

- 1 提出された資料の確認
 - (1) 提出された確定申告書等資料が調査対象企業のものであるか
 - (2) 貸借対照表と固定資産台帳に差異はないか
 - (3) 提出された申告書は最新のものであるか（1月1日時点との差異に注意）
 - (4) 家屋の課税内容確認

10

Ⅲ 事前に提出された資料等の精査

2 確定申告書及び別表等の内容確認

- (1) 減価償却超過額の有無
- (2) 減損会計の有無
- (3) 圧縮記帳の有無
- (4) 増加償却・特別償却の有無
- (5) 一括償却の有無
- (6) 建設仮勘定の確認
- (7) 棚卸資産（貯蔵品等の確認）
など・・・

11

Ⅲ 事前に提出された資料等の精査

3 固定資産台帳の申告内容確認

- (1) 償却資産かどうか名称のみでは
判断ができないもの（現物確認必要）
- (2) 償却資産の対象（申告もれ）
- (3) 償却資産の対象（申告済）
- (4) 償却資産の対象外

固定資産台帳を以上4つの項目に分ける

12

横浜市株式会社 固定資産台帳

対象区分	疑義内容	資産番号	資産名称	稼働区分	種類名称	所在地	申告区分	耐用年数	取得価額
4		100000	本社建物	稼働中	建物	横浜市	対象外	30	1,000,000,000
2	建物付属設備	200000	発電機	稼働中	建物	横浜市	対象外	15	3,000,000
1	形状確認（未登記）	300000	倉庫	稼働中	建物	横浜市	対象外	10	1,500,000
2	遊休資産	400000	スライサー	遊休中	機械	横浜市	対象外	3	350,000
3		500000	梱包器	稼働中	機械	横浜市	対象	3	500,000
4		600000	自動車	稼働中	運搬具	横浜市	対象外	5	2,000,000
4		700000	トイレ	稼働中	建物	横浜市	対象外	10	700,000
1	特定生産用設備	800000	クリーンルーム	稼働中	建物	横浜市	対象外	15	10,000,000
3		900000	裁断機	稼働中	機械	横浜市	対象	5	350,000
3		1000000	仕分機	稼働中	機械	横浜市	対象	5	200,000
2	遊休資産	1100000	冷凍機	遊休中	器具・備品	横浜市	対象外	5	1,000,000
4		1200000	ポンプ室	稼働中	建物	横浜市	対象外	30	20,000,000
2	構築物	1300000	時計塔	稼働中	建物	横浜市	対象外	10	2,000,000
3		1400000	パソコン	稼働中	器具・備品	横浜市	対象	4	300,000
3		1500000	書棚	稼働中	器具・備品	横浜市	対象	15	500,000

【対象区分】

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 償却資産かどうか不明 | 2 償却資産対象（申告もれ） |
| 3 償却資産対象（申告済み） | 4 償却資産対象外 |

13

IV 現地調査等

★事前に提出された資料で疑義のある内容の確認

- (1) 確定申告書の疑義等を確認（超過額の発生理由、圧縮は原始取得価額で申告をしているか）
- (2) 貸借対照表・損益計算書の確認（遊休資産の計上方法・簿外資産の有無等）
- (3) 固定資産台帳で名称のみでは判断ができない資産の現物を確認

14

V 調査結果報告

★申告漏れや誤って申告された資産を指摘し適正な申告をするように指導する。

- (1) 償却資産と家屋との区分の誤りによる申告誤りが多いため、仕分け方を説明する。
- (2) 国税で認められる処理でも地方税では認められない処理がある（即時償却や特別償却等）。

15

大企業調査のまとめ

大企業の調査に関しては、資産数も多いため固定資産台帳の内容を確認するだけでも多くの時間がかかる。

そのため、事前に相手先より資料を提出してもらうことにより疑義のある資産を抽出する。

現地調査では確認が必要な資産を絞ることができ、円滑な調査行うことができ、年間で調査する義務者数を増やすことが出来る。

16

★大規模家屋調査の流れ

- I 調査対象事業所の選定
- II 調査資料等の受領及び内容精査
- III 現地調査
- IV お知らせ文の作成

17

I 調査対象事業所の選定

- 横浜市では、延床面積が1,000㎡以上の、新增築された事業用家屋の調査は、神奈川県の不動産取得税担当と合同で行うこととしており、その調査には極力償却資産担当も同行することとしている。

(理由)

家屋所有者が取り付けた事業用の建物附属設備などは、見積書に記載されている名称等だけでは、用途等がわかりづらく、家屋として評価されるものなのか、償却資産として申告してもらうものなのかの判断が難しいものがある。そこで・・・

18

Ⅱ 調査資料等の受領及び内容精査

- 見積書や図面などの資料をあらかじめ複写させてもらい、内容を精査し、
 - 家屋として評価されるもの
 - 償却資産として申告してもらうもの
 - 用途等について現物確認が必要なもの

に区分し、マーキング等によりチェックしておく。

ex) エアー配管設備工事、温水配管設備工事

19

Ⅲ 現地調査

- 「要現物確認」となったものをリストアップし、県及び区の担当者とともに現地調査へ。
- 「要現物確認」の資産について、事業者から用途等について説明を受け、家屋担当者と一緒に設置状況等を確認し、家屋か償却資産課の区分けを行う。
- 現地調査の際に、事業者側の申告担当者等が立ち会っていれば、その場でそれがなぜ家屋とならずに償却資産となるのか（又はその逆）を説明する。

20

IV お知らせ文の作成

所在等	横浜市旭区
資産名等	<p><事務所棟> ブラインド、交番台、LAN 配線、洗面台下温水器、物干し場溶融亜鉛メッキ柵、物干し場フェンス扉、厨房用給湯器など</p> <p><整備工場棟> 部品庫吊金具、太陽光発電設備工事、整備機器配管配線設備工事、エア配管設備工事、温水配管設備工事など</p> <p><構築物> 給油スタンド、自転車置場、洗車場、オイル交換場、受変電設備、油水分離槽工事、整備工場前排水溝他、スクラップ置場、バルクタンク、アドブルー置場、門扉・袖壁工事、外構工事、電力引込設備工事、外灯・屋外コンセント設備工事、出庫表示灯、屋外給排水設備工事など</p>
備考	<p>○これらのものは、固定資産税の家屋としては評価されません。</p> <p>○次の場合は申告対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得価額が 10 万円未満の資産で、税務会計上一時に損金算入または必要経費とされたもの。 ・取得価額が 20 万円未満の資産で、税務会計上 3 年間で一括償却されたもの。 <p>ただし、取得価額が 30 万円未満の資産で、租税特別措置法の規定により即時償却された資産は申告対象となりますので、御注意ください。</p>

21

IV お知らせ文の作成

「給湯設備工事」

ガス給湯器



電気温水器



22

大規模家屋のまとめ

- 家屋と償却資産の区分けは、誤りが発覚すると、多額の還付金又は追徴金が発生するだけでなく、課税庁に対する信頼をも失ってしまう。
- かといって、その区分けを素早く行うのは困難である。
- 前もって気になる点をチェックして、その部分を自分の目で確かめて、必要に応じて家屋担当の意見を聞きながら判断することが、適正な課税へとつながる。

23

最後までご清聴いただき、ありがとうございました。

**お近くへお越しの際は、
是非ヨコハマを楽しんで
ください。**

24